平成23年第4回邑南町議会定例会（第4日）会議録

１．招集月日　　平成２３年　５　月２５日　告示

２．招集の場所　　邑南町役場　議場

３．開　　会　　平成２３年　６　月　１０日（金）　午前　９　時３０分

散会　午前１０時４９分

４．応招議員

議席	氏　　名	議席	氏　　名	議席	氏　　名	議席	氏　　名
１番	大 屋 光 宏	２番	宮 田 秀 行	３番	中 村 昌 史	５番	日野原 利郎
６番	清 水 優 文	７番	辰 田 直 久	８番	亀 山 和 巳	９番	日 高　　學
１０番	石 橋 純 二	１１番	高 本 勝 藏	１２番	山 中 康 樹	１３番	三 上　　徹
１４番	長谷川 敏郎	１５番	日 高 勝 明	１６番	松 本　　正		

５．不応招議員　　なし

６．出席議員　　１５名

議席	氏　　名	議席	氏　　名	議席	氏　　名	議席	氏　　名
１番	大 屋 光 宏	２番	宮 田 秀 行	３番	中 村 昌 史	５番	日野原 利郎
６番	清 水 優 文	７番	辰 田 直 久	８番	亀 山 和 巳	９番	日 高　　學
１０番	石 橋 純 二	１１番	高 本 勝 藏	１２番	山 中 康 樹	１３番	三 上　　徹
１４番	長谷川 敏郎	１５番	日 高 勝 明	１６番	松 本　　正		

７．欠席議員　　なし

議席	氏　　名	議席	氏　　名	議席	氏　　名	議席	氏　　名

８．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職　名	氏　　名	職　名	氏　　名	職　名	氏　　名
町　長	石 橋 良 治	副町長	桑 野　　修	総務課長	藤 間　　修
定住促進課長	原　　修	企画財政課長	沖　　幹 雄	情報推進課長	小 林 雅 博
町民課長	服 部 導 士	税務課長	三 上 俊 二	福祉課長	三 上 洋 司
農林振興課長	坂 本 敬 三	商工観光課長	東　　義 正	建設課長	田 中 節 也
水道課長	上 田 英 至	保健課長	日 高　　誠	会計管理者	安 原 賢 二
瑞穂支所課長補佐	田 中 知 福	羽須美支所長	福 田 誠 治	教育委員長	河 野 義 則
教育長	土 居 達 也	学校教育課長	細 貝 芳 弘	生涯学習課長	森 岡 弘 典

９．本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長　屋 原　　進　　事務局係長　日 高　　泉

１０．町長提出議案の題目　　別紙のとおり

１１．会議録署名議員の氏名

議席	氏　名	議席	氏　名
１０番	石 橋 純 二	１１番	高 本 勝 藏

１２．本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成23年第4回邑南町議会定例会議事日程（第4日）

平成２３年６月１０日（金）午前９時３０分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　議案の質疑

議案第６５号　邑南町税条例の一部改正について

議案第６６号　邑南町スクールバス条例の一部改正について

議案第６７号　邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第６８号　邑南町ふれあい体験農園条例の一部改正について

議案第６９号　邑南町堆肥化処理施設条例の一部改正について

議案第７０号　邑南町日本一の子育て村推進基金条例の制定について

議案第７１号　島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第７２号　島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第７３号　島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第７４号　島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第７５号　平成２３年度邑南町一般会計補正予算第１号について

議案第７６号　平成２３年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第１号について

議案第７７号　平成２３年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第１号について

議案第７８号　平成２３年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第１号について

議案第７９号　平成２３年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第１号について

議案第８０号　平成２３年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第１号について

平成23年第4回邑南町議会定例会（第4日）会議録

平成２３年６月１０日（金）

―― 午前　９　時３０分　開議 ――

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

開議宣告

●議長（松本正）　おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から平成２３年第４回邑南町議会定例会、第４日目の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

●議長（松本正）　日程第１会議録署名議員の指名をいたします。１０番石橋議員、１１番高本議員、お願いをいたします。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

日程第２　議案の質疑

●議長（松本正）　日程第２議案の質疑。これより議案第６５号から議案第８０号までの質疑を行います。初めに、議案第６５号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正）　はい、無いようですので、議案第６５号の質疑を終わります。続きまして、議案第６６号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正）　はい、無いようですので、議案第６６号の質疑を終わります。続きまして、議案第６７号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正）　無いようですので、議案第６７号の質疑を終わります。続きまして、議案第６８号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正）　はい、無いようですので、議案第６８号の質疑を終わります。続きまして、議案第６９号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●日野原議員（日野原利郎）　５番。

●議長（松本正）　はい、５番。

●日野原議員（日野原利郎）　この堆肥化処理施設条例の一部改正につきましては、本条に、この定められておる、この３施設につきましては、いずれも前回３月の定例議会において指定管理の更新がこう承認をされたものです、まあ、その承認をするうえで議会の議員の中でもいろいろ意見が拮抗して賛否両論拮抗した中で承認をされたものです。それについて今回、まあ、あのぅ、当時の意見の中でも直営でしたら良いじゃあないかというような意見もあったわけですが、今回その３月に５年間という再契約がなされたものについて今回、またこうして指定管理ができ、直営で管理ができるという方向で一部改正がさられるわけで、されるわけですが、今回どうしてこう急いでやられたのかお伺いをします。

●坂本農林振興課長（坂本敬三）　番外。

●議長（松本正）はい、　農林振興課長。

●坂本農林振興課長（坂本敬三）　３月に堆肥化施設の指定管理に関する議案を提出さしていただいております。で、可決をいただいておりますが、それまでの検討段階で施設は平成１１年当時３か所とも、まあ、特定の利用者を想定して建設がなされております。それから２つ目に管理主体を関係農家として当時補助申請が行われておりますということから、まあ、引き続き指定管理によるやり方でお願いしたいということで３月に、まあ、提案をしたわけであります。まあ、しかしながら今、議員さんおっしゃいましたように、まあ、いろいろ賛否両論出てまいりました。で、その議論を踏まえて、不測の事態でありますとか、あるいは想定外の事態が今後、まあ、発生することも予測をされますのでそれに備えて直営管理ができるようにしておく必要があるというふうに今回は判断をいたしまして提出をしております。で、何もなければ、おっしゃいましたように５年間は条例を作っても、このまま指定管理が続くわけでありますが、そのいつ何どき想定外のことが発生して指定管理を打ち切るというふうなことがあるかもわかりませんので、それに備えて今回条例改正をしたいということでございます。

●日野原議員（日野原利郎）　５番。

●議長（松本正）　はい、５番議員。

●日野原議員（日野原利郎） あのぅ、まあ、あのぅ、これ条例上のことなんで、文言のことで、まあ、あのぅ、いずれかどちらでもできるということなんで、特にこれに対してどうのこうのと言うつもりはないんですが、私も前回の定例会で賛成をした立場から、この処理場建設については、この事業目的あるいは、この利用目的、まあ、いろいろ勘案して、これは、あのぅ、直接関係する事業者が自己責任で管理をし、処理する方、ことが望ましいと言う観点から、あのぅ、賛成をしたものです。まあ、ふと新聞を見たりしまして、この案が出るということは、人の、３月の時点で町の方でも直営でしたが良いのかなというような考え方があったのかなというような感じがしたんで今回、あのぅ、お聞きしたんですが、まあ、もうそれともう一つ、万一不測の事態が生じて直営で管理をしなければならないという事態に至ったときに町として、まあ、この一連の作業の流れと言いますか、いつ、だれが、どういった形でやって行くのかというようなこと想定をされておられますでしょうか。

●坂本農林振興課長（坂本敬三） 番外。

●議長（松本正） はい、５番議員。失礼、農林振興課長。

●坂本農林振興課長（坂本敬三） 事務的なことと、それから現場での作業のことの、まあ、２種類が考えられます。で、事務的なことは指定管理をすれば指定管理者が使用許可の権限あるいは使用に関する制限でありますとか取り消しでありますとかそういう権限を持つわけでありますが、直営にすることによって、そういう権限が町長の方に移ってまいります。で、これは、あのぅ、事務的には非常に大きな部分でございます。それから現場の作業としては、あのぅ、固液分離したものをそれぞれの、まあ、豚舎なり牛舎から、その町の施設へ搬入をしていただく、基本的にはそこまでが、あのぅ、使、使用者の役割であります。で、それ以降一次処理をして基幹処理場に搬入するという部分については町の方で直営管理をしていくというふうに現在考えております。

●日野原議員（日野原利郎） はい。

●議長（松本正） はい、５番。

●日野原議員（日野原利郎） まあ、あのぅ、あくまでも先ほど言いましたように、私はいわゆる自分ところで出した産業廃棄､廃棄物については自分で処理をしてやっていくという形の方が一番良い、あのぅ、良い形であろうというように思います。今直営でせなければならなくなったという場合、非常にそのへん、町が果たしてどこまでその一次処理をするにしてもにしても大変な作業であろうし、負担も掛かるでしょうし、大変なことだなあというように思います。あのぅ、まあ、あのぅ、昨年も町の方でいろいろ今後、町内のその畜産廃棄物の処理について、いろいろ検討をしておるということでしたので、まあ、今後そういったことも含めて、しっかり検討をして実際にどういう形で町内で出てくるそういった畜産廃棄物の処理をやっていくのか、まあ、そのへんのこともしっかり検討したうえで進めていっていただきたいと思います。以上です。

●議長（松本正） よろしいですか。はい、ほかにはございませんか。

●山中議員（山中康樹） １２番。

●議長（松本正） １２番議員、どうぞ。

●山中議員（山中康樹） あのぅ、私今度の条例の原稿というものが手元にありませんので、あのぅ、少し分かりませんが第６条の第４項、その他公用又は管理上の都合により町長が必要と認めるというのが第６条の第４項、４項と言いましょうか４番目にありまして、そして２番として前項の処分により生じた損害は町長は、その責めを負わないという文面がが、このたびの改正でたと、あのぅ、原稿はありませんが、あると思います。ええっということは、まず町長が必要とひと、必要として

認めながら、そしてその２では町長はその責めを負うわないという言葉に対しての整合性というものが、どういうことを、あのぅ、想定をされてこの文面が入れられたかというところの整合性という面、もんに対して、あれっと思いましたので答弁をお願いいたします。

●坂本農林振興課長（坂本敬三）　番外。

●議長（松本正）　はい、農林振興課長。

●坂本農林振興課長（坂本敬三）　第６条の第１項につきましては、次の各項のいづれかに該当する場合は町長は使用許可を取り消す、あるいは制限する、あるいは停止することができるようになっております。内容的には使用目的を変更したとき、あるいは条例の規定に違反したときほか、まあ、載っておるわけですが、そういう理由で使用者に対して使用を、まあ、中止したとします。そうするとその施設は、その使用者は使えなくなりますので自分で新たな施設を作るとか別な何かの手段を考えなければなりません。当然そこには、まあ、新たな費用が発生する可能性は十分あります。しかしその費、費用等について町長は責任を負いませんよと、ご自分の責任でおやりくださいという意味でございます。

●山中議員（山中康樹）　１２番。

●議長（松本正）　はい、１２番議員。

●山中議員（山中康樹）　あのぅ、ということはその町長が必要と認めるという、あのぅ、文言ですが、まあ、これは、どの文面にも出ておりますあねえ、一般的に要綱では。それはその施設の中で、まあ、施設を運営していくうちに、その管理者が、まあ、これが必要だというようなことで町長に、あのぅ、まあ、その施設内に関係するもの、外に関係するものを管理者として、あのぅ、許可の願いを出したと、それを町長が必要と認めましたと、ということは町長が必要として、必要として認めのに、今度はそこで何があっても下の文言では町長がその責めを負わないというのは、町長が認めながら今度は私は責任がないですよという文言にとれるわけですよね。そこらがどういう事例を想定をされているのかなということでございます。

●坂本農林振興課長（坂本敬三）　番外。

●議長（松本正）　はい、農林振興課長。

●坂本農林振興課長（坂本敬三）　町長は使用の許可を認めるわけありますが、あのぅ、許可のときに条件等を付けるように、まあ、なっております。例えばその条件に違反をしたとかいうことがあれば使用の制限、停止、取り消しいうふうな権限を持っております。そういう場合に相手方に、使用者側に新たな経費が発生することが予想するわけですが、それは町長は責任は持ちませんと、こういうことでございます。

●桑野副町長（桑野修）　番外。

●議長（松本正）　はい、副町長。

●桑野副町長（桑野修）　今ごし、ただいまご質問の第６条の第１項４号のことでありますけれども町長が必要と認めるときというのは、この使用のことで認めるときとじゃあ、ということではなくて１項の前、書いてありますように、使用を制限し、又は使用を停止することができるということを町長が認める、た場合ということです。認めることができるということでありますので、あのぅ、使用についての認めたものという，解釈では少し意味が違うというふうに認識しておます。停止することについて、制限することについて町長が認めるということですのでご理解いただきたいと思います。

●議長（松本正）　よろしいですか。はい、ほかにはございませんでしょうか。

●大屋議員（大屋光宏）　１番。

●議長（松本正）　はい、１番議員。

●大屋議員（大屋光宏）　ええっと、あのぅ、施設の使用と管理の考え方についてなんですが、あのぅ、先ほど課長が答弁されたとおり使用者というのは畜産農家が堆肥を持ち込むだけ。管理者がそれを処理して、まあ、堆肥化する。まあ、その施設を使って、機械を使って処理するっていう理解をしていましたが、ええっと、改正後の案の条例を読みますと第４条で施設及び付帯設備を使用する者、括弧、以下使用者っていう、書いてあります。あのぅ、堆肥を持ち込む人が持ち込むだけじゃあなくて、そこでその施設を使って堆肥まで作るっていうことが使用、管理は許可を出すだけという解釈ができるんじゃあないかと思います。で、その解釈をしてずうっと読んでいくと、第７条の使用者の注意義務、使用者は、あのぅ、持ち込むだけであれば必要無いと思うんですけど、施設及び付帯施設を注意をもって、ええっと、注意をもって使用しなければならない。で、第８条使用権の譲渡、その施設を使う権利を人に貸しちゃあいけないという意味なんだと思います。で、第１２条で、ええと特別の設備をしようとするものは予め町長に許可を受けなければいけない。で、１３条で現状回復義務。で、１４条で、まあ、施設を壊したときは損害賠償しなきゃあいけない。で、１５条で立ち入り検査ってあるように、特にここの分はその持ち込むだけであれば、あって町なり、町が常に管理、直営で管理しとれば立ち入り検査っていう項目も必要ないと思うんですが、まあ、使用者が自由にその場を使ってる、使っても良いよ、それを管理しますという解釈になると思うんです。、あのぅ、使用者の範囲と管理者の管理する範囲が説明というか、あのぅ、思われていることと文書、文面が違うと思うんですが、その点ちょっと説明をお願いします。

●坂本農林振興課長（坂本敬三）　番外。

●議長（松本正）　はい、農林振興課長。

●坂本農林振興課長（坂本敬三）　１５条の立ち入り検査につきましては、あのぅ、建屋だけではなくて付帯設備がございます。で、その付帯設備の中には、その建屋の中にあるものだけではなくて畜産農家の施設の中に、所有している施設の中にあるものもございますので、その場合はその畜産農家へ立ち入る必要が生じますので、そういう第１５条のようなものを設けております。

●大屋議員（大屋光宏）　１番。

●議長（松本正）　はい、１番議員。

●大屋議員（大屋光宏）　あのぅ、第１５条の意味は分かったですけど、あのぅ、じゃあ、あのぅ、第４条の使用者の定義から含めて、その、まあ、解釈がどのような解、どちらの解釈もできるのじゃあないのかなと思うんですが、その私の解釈がそういう解釈はできないっていうことなのか。ちょっと、曖昧な部分があるのか。そこの部分を説明してください。

●坂本農林振興課長（坂本敬三）　番外。

●議長（松本正）　はい農林振興課長。

●坂本農林振興課長（坂本敬三）　ええと、先ほど、あのぅ、利、使用者の方は、まあ、搬入する。その後は指定、あのぅ、管理者の方で管理ということでありますが、例えば搬入をして、ただスイッチを押すだけで済むというふうな、あのぅ、行為であれば場合によっては、あのぅ、お願いすることもありうると思います。で、そういうことは想定しております。で、例えば、まあ、一つの例でありますけれども、あのぅ、まあ、元気館などを使用するときに、まあ、バレーをしますと、体育館で、と恐らくそのポールを立てたりネットを張ったりするのは、これは使用者が行います。ところが講演会をやりたいから、その稼働の椅子を出してほしいというときには恐らく、これは素人で

はできませんので職員が､その講演会ができるまでの寸前までの準備を恐らくやるんだと思います。マイクの世話から何からですね。で、そこはでも、あのぅ、規定はしてないわけですので、やっぱり臨機応変に、あのぅ、部分がやはりあるんだと思います。

●大屋議員(大屋光宏) １番。

●議長(松本正) はい、１番議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのぅ、本来、条例はきっちと書くべきだと思います。あのぅ、臨機応、応変、あのぅ、特に最初説明があったとおり特定の方が持ち込まれて、あのぅ、処理の手順も分かってることであれば、きちんと書いて誰が読んでも持ち込む人がどこまでやる、管理する人がどこまでやる。分かるように書くべきだと思います。で、あのぅ、いろんなことを想定して曖昧に書くと解釈が間違ってくるんだと思います。ほいで最後一つだけ確認をしたいんですが、あのぅ、指定管理については、そう、指定管理者と契約を結んで指定管理、これを、これを管理してくださいっていうことで、ええっと、示されたと思い、思います。で、その文書は私たちには無いので分かりませんが、その示されている内容と、この条例はきちっと整合が取れているということで解釈して良いですか。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) はい、農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 指定管理につきましては第１７条以降にそのことが書いてありますが、あのぅ、そのことと現在交わしております契約は一致をしております。

●議長(松本正) その他、ほかにございませんか。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) はい、８番議員。

●亀山議員(亀山和巳) この条例にもありますように施設及び附帯施設を使用するものというように、あのぅ、中では規定してありますが、これは委員会のときにも、あのぅ、要望しておきましたが、これは建物だけではなく、中の機械設備、それから先ほどの課長の答弁の中でありました農家の方に置いてある設備もあると今答弁でありましたが、そういった附帯設備についての一覧なり、その財産目録いうのは、そういったものの整備はできておりますでしょうか。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) はい、農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) これは、あのぅ、委員会のときにも皆さんで協議いただいたわけでありますが､これにつきましては規則の方で整備するということで現在その作業を行っております。で、それぞれ基幹処理場、茅場処理場、日和処理場３か所ございますが、それぞれごとにリストは既にできております。

●亀山議員(亀山和巳) ８番。

●議長(松本正) はい、８番。

●亀山議員(亀山和巳) それができる、完成する時期と、それを私たちに提示してもらう時期を教えてください。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) はい、農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) この条例は７月１日から施行したいというふうに考えておりますので、まあ、施行と同時に規則も整備しておく必要がありますので今月中には、あのぅ、整備したう

えで公告をしたいというふうに思います。

●議長（松本正）　よろしいですか。

●亀山議員（亀山和巳）　はい。

●議長（松本正）　はい、ほかには、ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正）　はい、無いようですので、議案第６９号の質疑を終わります。続きまして、議案第７０号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●山中議員（山中康樹）　１２番。

●議長（松本正）　１２番。

●山中議員（山中康樹）　日本、日本一の子育て村ということに対しまして、この前の説明では５千万の５年間の、あのぅ、２億５千万と、そして寄付金の５０万ということを、あのぅ、説明を、あのぅ、受けました。まずこの日本一の子育て村ということで、私も賛成はしとりますが、まず町長がこの日本一の子育て村ということを本町の町長の、あのぅ、町の柱として、あのぅ、考えて、まあ、おられることは分かりますが、まあ、どの程度、要するに町長がこの日本一の子育て村ということが、今までの、あのぅ、合併後の総合振の中から、まあ、いろいろな、あのぅ、建設計画なり、あのぅ、出されておりまして、そしてもど、もろもろ、あのぅ、財政事情には変わってきておりますが、この３００万、これは、まあ、全額そのものではございませんがこのたび予算が出されながらそしてそれを町外、町内の目立つところに、まあ、柱として立てるということは、これが、あのぅ、本町、町長の思う、まずまちづくりのこの第一、一歩と言おうか、大きな柱に、まあ、されるという思いだと思いますが、この基金条例を作られます、このまず思いと言いましょうか、それを、あのぅ、町長の方にお尋ねしたいわけですが。基金条例を作る思いです。

●石橋町長（石橋良治）　はい。

●議長（松本正）　はい、石橋町長。

●石橋町長（石橋良治）　これは、まあ、ご案内のように、あのぅ、この５年間は過疎債を使って有効にやろうと言うことでございますが、こうした構想については５年で終わるようでは何もならんわけでありま、ございまして、やはり１０年というスパンで私どもは計画を持ってるわけであります。で、やっぱり残り５年をしっかり財政的な裏付けをとらなきゃあ町民の説明責任を果たせない、あるいは打って出ることができないということでありますので、そういう意味で後の５年間はしっかり基金を作って、そしてこの１０年間の計画に対応して行こうと、まあ、こういう思いで基金条例を提案さしてもらったということでございます。

●山中議員（山中康樹）　１２番。

●議長（松本正）　はい、１２番。

●山中議員（山中康樹）　この日本一の子育て村を、あのぅ、邑南町のメインとして考えたいというとこで、まあ、基金条例を、あのぅ、このたび出されるということでございますが、となりますと委員会でも申しあげましたように、この今の基金条例の使途というものは主に２本柱であります保育料、医療費という子どもに関係をしとりますが、もろもろのこの子育て定住に関しましてはいろいろな、あのぅ、ことも今もありますが、今後も保健、福祉課から出てまいります。となりますと、ほんとこの５年間の２億５千万プラス、まあ、５０万。これで良いのか、この安定的な基金であるのかというような中で私は第２条の方には当年度予算に定める額とするということが謳ってありますが、やはりこれを安定的な基金にやはり、あのぅ、する方が町民の皆さんもやはり安心するとい

うような中で、ふるさと納税の寄付金とか、また広島にあります本町の土地の借地料、こういう安定的に入ってくるものを毎年こういうところに積み立てていくというような、あのぅ、考え方をすべきではないかと思いますが、それに対してはどのようなお考えでございましょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、例えばその旧瑞穂町時代からある、その土地の使い方について今は子どもの教育に使ってると思います。で、これもやはり子育て推進の中の大きな教育の柱だというふうに思っておりますので、それはそれで一つの使い方かなあとこういうふうに思いますし、まあ、あのぅ、ふるさと納税も、まあ、今５００万ぐらいですかありますけれども、まあ、それはそれでやはり納税いただいた方々の思いというものをもう少し集約しながらどういう使い方をっていうことは、まあ、いまから検討して行かなきゃならんと思います。まあ、あのぅ、今回の５千万毎年というのは、やはり一番の目玉である保育料の軽減あるいは医療費の軽減、これがやっぱり何といっても他の町村には無い、やっぱり目玉でございまして、このやはり一つのこうした目玉の施策をどうしても引き続きして行きたい。それがこの子育て村構想の大きな推進力になる政策だというふうに思っておりますので、まずはこういった形での安定的な財源確保、継続性。こういう意味からまずはやって行きたいなと、まあ、こういうふうに思っております。

●議長(松本正) よろしいですか。

●山中議員(山中康樹) はい、議長。

●議長(松本正) １２番。

●山中議員(山中康樹) 私は、あのぅ、本町、まあ、町長の考えとして日本一の子育て村ということは定住から、あのぅ、諸々、まあ、全部に関係すると、その中でこのたび特に、あのぅ、看板を３か所作りながら、そこまで力を入れるということになりますと、やはり安定的に、あのぅ、町民、また町外の皆さんからの、あのぅ、思いという、そういう寄付金そういうものの使途をはっきりとこういうところにやはり、あのぅ、基金として積み立てるというようなことを、あのぅ、すべきだというように、あのぅ、提言をいたしまして以上でございます。

●議長(松本正) はい、他にはございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) はい、無いようですので、議案第７０号の質疑を終わります。続きまして、議案第７１号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第７１号の質疑を終わります。続きまして、議案第７２号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第７２号の質疑を終わります。続きまして、議案第７３号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第７３号の質疑を終わります。続きまして、議案第７４号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いようですので、議案第７４号の質疑を終わります。続きまして、議案第７５号

に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ頁数を示し、行っていただきますのでよろしくお願いいたします。質疑はありませんか。

●中村議員（中村昌史） ３番。

●議長（松本正） ３番。

●中村議員（中村昌史） 説明書の７ページ総務費の総務管理費の中の企画費、工事請負費３００万円でございますが、説明では先ほどもちょっと話が出ておりましたが、日本一の子育て村をＰＲするための看板を町内３か所に設置するんだということでございましたが、あのぅ、この看板を設置される目的と言いますか、どなた、例えば町民の皆さんに対して日本一の子育て村をめざすということをＰＲしようとするのか、あるいは町外から来られた方に対してＰＲしようとするのか、そのへんをお知らせください。

●原定住促進課長（原修） 番外。

●議長（松本正） はい、定住企画課長、促進課長。

●原定住促進課長（原修） 町内の方へのＰＲを全く、あのぅ、拒否するものではありませんが、場所的にまだ決定してはおりませんが町外からの方が邑南町へみえる場合に、の目立つところに、あのぅ、設置しようという考えではおります。

●中村議員（中村昌史） ３番。

●議長（松本正） はい、３番。

●中村議員（中村昌史） ええっとですね３００万、まあ、額が大きいか小さいかということは、まあ、それぞれの考えがあるところでしょうが、３００万あればですね、町外の方に対してＰＲするということであれば、もう少し有効な使い方ができるんじゃあないかというふうに私は思います。例えばインターネット等へ大々的にＰＲするとかですね。その方が、あのぅ、情報として伝わる範囲は数は莫大に増えます。ただ単に看板を立てるというだけで、今ここには工事請負費として載っておりますから、この費目であればホームページの開設であるとかというふうなことには使えないと思いますが、あのぅ、このＰＲされるということについてもう少し慎重に考えられるべきではないかと思いますが、そのへんのお考えをお聞かせください。

●原定住促進課長（原修） 番外。

●議長（松本正） はい、定住促進課長。

●原定住促進課長（原修） はい、あのぅ、ＰＲにつきましては、もちろん看板だけではなく、あのぅ、あら、おっしゃいましたインターネット利用も想定しておりますし、いろいろな面でのＰＲを考えております。予算上たまたまこの看板だけの部分が載っておりますが、公用車等における、あのぅ、シール、ステッカーの配布、の貼り付けとかいうような形の、具体的なプランも今想定して考えております。

●中村議員（中村昌史） ３番。

●議長（松本正） はい、３番。

●中村議員（中村昌史） あのぅ、提案の説明のときにもありましたが、あのぅ、まあ、バスにステッカーを貼るとかですね、そういうことも考えておるということでありましたがＰＲすることも大切かも知れませんが、あのぅ、町民の方に対してはですね、具体的に、あのぅ、いろいろな施策をこれから展開をすることによって理解をいただくということの方が重要であろうと思います。あのぅ、日本一の子育て村っということが、果たして本当に日本一、今の段階で日本一なのかということも

ありますし、日本一の子育て村をめざすということであったにしてもですね、それをＰＲを今の段階でＰＲをするという、まあ、大切なことではあろうかとは思いますが、あのぅ、もう少し有効なお金の使い方というふうなものを考えるべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

●石橋町長（石橋良治） はい、議長。

●議長（松本正） はい、石橋町長。

●石橋町長（石橋良治） まあ、おっしゃる意味もよく分かりますけども、とにかくこういうふうにめざす、めざそうとこう掲げた以上はありとあらゆる手段を使ってですね町民、町外の方にやっぱりＰＲして行くことが大事であろうと思います。で、何もこれ、あのぅ、町長以下職員だけがＰＲするだけ、だけではなくて、まあ、議員さんも協力いただこうと思いますし、町民１万２千人がですね、やっぱりＰＲマンになって行けば、随分とこの拡がって行くんではないかなあと思います。ですから看板を作ったからＰＲは終わりということではなくて、今課長が言いましたようにいろんな手段を使って今ＰＲをしております。特に町民向けについてはケーブルテレビを通じて定住促進課の業務内容の中でこういうことをやってますよということをですねＰＲしておるわけであります。まあ、あのぅ、我々、発信力というのは今後は大きな大事な点かなと思うとりますので、そういう意味でも、もうこの看板についても是非ご理解を賜りたいなあというふうに、まあ、思います。

●議長（松本正） ほかには、ございませんか。

●大屋議員（大屋光宏） １番。

●議長（松本正） はい、１０、１番。

●大屋議員（大屋光宏） 補正を立てるときの考え方を確認させてください。あのぅ、今回、農業経営基盤強化資金の借入者に対して、あのぅ、利子補給金の過払いがあったっていうことで、あのぅ、先般説明がありました。で、これについては、まあ、事務的手続き云々は除いても債務負担行為も継続しているっていう考え方。で、まあ、返還の事務も全て終わってお金も返してもらっている段階。で、そうであれば今までであれば普通はその歳入として返還金分を、あのぅ、計上されてきたと思うんですけど、今回その既に返還も始まって手続きも全て終了しているものについて、なぜ、あのぅ、歳入として金額が計上されてないのか。それと、あのぅ、支出についても当初予算で農業振興費ということで農業振興事業助成金２０９万７千円が計上してあったですが、これについてはもう既に、あのぅ、金額が確定じゃあなくて誤った金額を計上されて、あのぅ、正しい金額。これは知らされてないですが、あのぅ、金額はもう異なっているんだと思います。で、そうであれば、あのぅ、きちっと今の段階で補正をされて正しい金額を載せられるべきだと思うんですが、今回その補正も無いということ。それと、あのぅ、債務負担行為についてはちょっと取扱いが私も分かりませんが、あのぅ、将来負担が今の段階で変わったっていうことが分かっているのであれば、限度額の減額補正ができるんであれば減額補正をして将来負担が、こうなる、義務的な負担が予算上こうなりますっていうのを示すべきだと思いますし、できないのであれば、あのぅ、一旦過去のやつを廃止して、新たなに組み直して将来負担を明示すべきだと思うんですが、あのぅ、町の認識としては、あのぅ、償、あのぅ、利子補給金の返還については全て、あのぅ、事務手続きもあったし、その違法性もなく正しい、継続してやるっていう、ただ金額だけを変えるということの認識だと思うんですけど、それが全く予算上今回出てない理由はなぜなのか、その３点についてお願いします。

●沖企画財政課長（沖幹雄） 番外。

●議長（松本正） はい、企画財政課長。

●沖企画財政課長（沖幹雄） まず、あのぅ、１点目のお尋ねでございます。あのぅ、会社からの返還

金を、あのぅ、計、今回補正予算に計上してないことについてでございますが、ええと今回、あのぅ、歳入としては、あのぅ、雑入の方で、あのぅ、受けるということで、あのぅ、補正予算の方にはあげておりません。雑入全体として考えてということで、あのぅ、特に計上はしておりません。また、あのぅ、次の機会をもって、あのぅ、計上して行きたいと思います。それから債務負担行為の考え方でございますが、あのぅ、予算の単年度主義の中で、あのぅ、債務負担行為の設定につきましても、あのぅ、そこの年度で設定したものについては、あのぅ、後年度において補正という制度は今のところございません。すいません、あのぅ、歳、ええっと、歳出の方で、あのぅ、減額補正しなかったことについても、あのぅ、次回というか、あのぅ、これから先の補正の中で、あのぅ、確定した後、あのぅ、補正したいと考えております。

●大屋議員（大屋光宏）　１番。

●議長（松本正）　はい、１番議員。

●大屋議員（大屋光宏）　あのぅ、歳入も歳出も確定されているんであれば載せられるべきじゃあないのかなという思いと、あのぅ、現実、事務上歳入も増えるものであるし、支出、歳出も減る方だから補正はしなくでも大丈夫、あのぅ、しなくても、あのぅ、受け入れも払い出しもできるのは事実で分かります。で、執行部と議会との間で補正に関して、あのぅ、大幅な増額、大幅な減額についてはきちんとするという申し合わせはないんだと思います。あのぅ、基本的には分かった時点で全て、あのぅ、金額が多かろうが少なかろうが全て補正をされてきたんだと思います。それは、あのぅ、まあ、歳入歳出を調整をとるために全て分かる金額を明示して足りない分、増える部分は財政調整基金で補正を組まれとるんだと思います。で、今回特に歳入の２７８万５千、まあ、約５、２７８万５千円というのは比較的大きいですし、その学校給食費で新たに入る分よりも金額が大きいのに抜けている。で、あのぅ、沢山あって毎回毎回細かいのを全部出すのは大変だっていうんであれば、その例えば２割以上の増減であれば載せる載せないっていう約束があれば今回載せ、載せてませんっていうのなら分かるんですけど、確定しているのであれば本来はきちんとされるべきであると思いますし、次回にということは、まだその事務手続き上何か問題があるのかっていうことにもなる、なると思いますが、その今回それでも載せなくて次回に回さなければいけない理由があるのか。それと、あのぅ、債務負担行為については確かにその事務手続き上補正はできないっていうことであれば、その将来負担が変わったという事実、その予算書ではこういう金額が載っているけど実際はこれほどいらないよっていうのはどのように、その示す方法がその、あのぅ、示す。何らかの方法で示さないと分からないんだけ、ですけど、それはどうやってその情報として提供されるのか。その２点お願いします。

●議長（松本正）　ここで、暫時休憩いたします。

―― 午前１０時１２分　休憩 ――

―― 午前１０時１５分　再開 ――

●議長（松本正）　それでは再開いたします。

●沖企画財政課長（沖幹雄）　番外。

●議長（松本正）　はい、企画財政課長。

●沖企画財政課長（沖幹雄）　まず最初に、あのぅ、雑入の方のお尋ねでございますが、あのぅ、今回予算調整しておりませんで、あのぅ、今後、あのぅ、確定して載せて行きたいと考えております。それから、あのぅ、歳出の方でございますが、まだ、あのぅ、補助金等確定しておりませんので、あのぅ、今回は補正にあげておりません。これも、あのぅ、確定した段階では補正をして行きたい

と思います。また、あのぅ、ほかの件でも、あのぅ、増減等考えられまして、あのぅ、補正はいたしておりません。

●大屋議員（大屋光宏） １番。

●議長（松本正） はい、１番議員。

●大屋議員（大屋光宏） あのぅ、今までの説明。この件に関しては全て事務的に終了したっていうことで説明を受けたんだと思います。だから収入の確定さして、もう既に受け入れを初めている。で、支出に関しても資金を借り換えられてるから、明らかに今年度分は金額が違うんだと思います。で、確定しているしていないも借りた金額に対して利子補給金を払うもんで、その正確にはその繰上があれば変更がありますけど、その当初の金額は、あのぅ、誤った金額であったである。あのぅ、見積もり金額で、こう大体この金額それが変わるっていう意味じゃあなくて明らかに考え方が違って誤った金額を載せられているんだから今分かる、その正しい金額を載せられるべきだと思います。で、あのぅ、最終的に、あのぅ、今回の件は特にそうなんですが予算書に載せられない以上を、予算を伴うものであっても、その住民に知らせる機会、議員に知ってもらう機会というのは実際無いんだと思います。判断を仰ごぐ、仰ぐ機会も無い。で、まちづくり基本条例であるとか情報公開という意味であれば、ことが分かった時点で速やかに、その補正予算に載せて、で、議会の判断を仰ぐべきなんだと思います。で、まあ、この間の説明に関して皆さんがなっと、議員全員が納得しているかどうか、判断がどうかという、ただ説明を受けただけであって、それに対して良い悪いっていう機会は無かったです。で、予算に載っていればこれで良いです悪いですてっいう、賛成するか反対するかで皆さんの意見というのが分かるんだと思います。で、この、今回、あのぅ、載っている載っていない云々じゃ無くて、やり方がどうだったのか。で、ここで載せずにそのまま９月補正に載せられると、まあ、全て済んだことが載っただけであって、その返すやり方がどうだったっていう判断は一切仰ぐ場が無いんだと思います。で、このあたりのことに関して、町長なり副町長のちょっと見解を聞きたいんですが最後に、そこをお願いします。

●桑野副町長（桑野修） 番外。

●議長（松本正） はい、副町長。

●桑野副町長（桑野修） まず、まず債務負担でございますけれども、その異動があったところの表示の部分でございますが、これは説明の分析資料等、そのたびに予算書に付けておりますけれども、その中で異動、あのぅ、今年度の支出額、前年までに支出額済額、それから将来的に渡っていくらあるといった。これは当初予算でもお示しをし、補正の度にそれがもし異動があれば表示して皆さま方にお知らせをすることになっております。債務負担はそういうところ以外では中々その皆さん方に理解と言いますか、見ていただくところが無いというのが現実であります。結局、まあ、言われますようにその債務負担というのは現年化されて予算上で初めて執行されるということで債務負担の総額については、あのぅ、その歳出予算の中には表示されない部分であります。そういうことで、あのぅ、債務負担の行為についての年限、期間内のものについては資料の方でご覧をいただくこととなります。

●議長（松本正） 他には、ございませんか。

●長谷川議員（長谷川敏郎） はい。

●議長（松本正） はい、１４番。

●長谷川議員（長谷川敏郎） 議案、議案書の、あのぅ、５ページの債務負担行為の表のことでお伺いしたいと思います。あのぅ、これは、あのぅ、３月議会等で大屋議員からも質問があったスパーＬ

資金等についての利子補給について、まあ、これまでチャンとあがってなかったということで計上されたものですけれども、聞きたい点はこの３８５万６千円というのは、何件かの合計だと思うんですが、何件で、あのぅ、それ、まあ、一緒にしてありますけれども具体的に、その何件が何年から何年で、で、いくらなんですかっていうことがはっきりできないのかどうか。それから、まあ、このスーパーＬ資金の経営基盤強化資金の利子補給の補助の割合ですね、あのぅ、は邑南町の交付要綱でちょっと、まあ、私、確認していませんので、まあ、１０分の１なのかそれともどうなのかというところについて、それから昨日、一昨日も話がありましたが、このスーパーＬ資金を繰上償還されたりした場合に、あのぅ、まあ、例えば他の資金に借り換えした場合にですね、当然繰上償還があったりした場合だとか利率が、借り換えして利率が変わった、同じスーパーＬでもその時期ごとに切り換えして利率が変わったとかいう場合には、これが変更がありうるのかどうか。で、これはスーパーＬ資金の利子補給というふうに事項が書いてありますが、これはだからほかの資金に変わったときはどういう扱いになるのか、その４点をちょっとお伺いします。

●沖企画財政課長（沖幹雄）　番外。

●議長（松本正）　はい、企画財政課長。

●沖企画財政課長（沖幹雄）　まず、あのぅ、農業経営基盤強化資金利子補給金として債務負担行為の方へ案をあげております、あのぅ、内容でございますが、あのぅ、１０、全部で１４件ございます。で、あのぅ、ただし、あのぅ、重複されとるものがありまして人でいうと実質７名の方でございます。で、債務負担の合計は、あのぅ、まあ、予算書にありますが、３８５万５千６７８円。これを丸めまして３千、３８５万６千円で債務負担行為を設定しております。これに対しましては、あのぅ、県からの補助もいただいて、そ、それを町から、あのぅ、合わせて補助するというような恰好をとっております。補助率については、率の方は後ほど、あのぅ、説明さしていただきます。それから、あのぅ、繰上償還につきましては、あのぅ、利子補給については、の、あのぅ、補給金でございますので、あのぅ、その時点で切れるというふうに思います。切れ、切れ、切れ、切れます。すみません。借り換えした場合にも、あのぅ、切れます。以上です。

●坂本農林振興課長（坂本敬三）　番外。

●議長（松本正）　はい、農林振興課長。

●坂本農林振興課長（坂本敬三）　利子補給率につきましては年度によっていろいろ変わっております。一番安い年度でありますと０．１３５％、それから平成の９年あたりになりますと０．２５％いうことになっておりまして、あのぅ、各年度バラバラでございます。

●長谷川議員（長谷川敏郎）　１４番。

●議長（松本正）　はい、１４番。

●長谷川議員（長谷川敏郎）　何百件もあるんかと思いましたが、せいぜい１４件ぐらいなら全部その利率と条件というのをきちっと書くということはできないんですか。こういうように丸め、丸めてやってしまえば、あのぅ、そういう形でできるんですか。本、本来その議案の提案の仕方としてというのが一点お伺いしたいのと、まあ、あのぅ、一昨日の議論でもありますが、このスーパーＬの場合は当然借り換えだとか繰上償還された時点で利子補給金なので、その時点で切れるということだと思います。当然、それは事項が変更になるからですね。あのぅ、農業経営基盤強化資金利子補給金というその資金面も含めてそれが無く、無くなっちゃうから、あのぅ、もし違うんであれば新規の債務負担行為を建てていかなきゃあいけません。そういう意味では、あのぅ、いわみファームの分については全く資金名が変わってしまってるんですよね。これについてはもうこれで切れます

と、終わりましたということは言って、いわみファームは継続していると考えられますというふうに言われるのはど、どこに根拠があるんですか。

●沖企画財政課長（沖幹雄）　番外。

●議長（松本正）　はい、企画財政課長。

●沖企画財政課長（沖幹雄）　まず一点目の、あのぅ、明細についてでございます。あのぅ、これにつきましては、あのぅ、内容的なものについてはですね、あのぅ、予算書としてはまとめて載せておりますが、あのぅ、内容については、あのぅ、資料として、あのぅ、見ていただくことは可能と思います。ただ、あのぅ、守秘義務等の個人名等ありますので、あると思いますけども資料としては、あのぅ、可能、可能です。

●坂本農林振興課長（坂本敬三）　番外。

●議長（松本正）　農林振興課長。

●坂本農林振興課長（坂本敬三）　繰上償還した場合等の利子補給の停止ですけれども、これは、あのぅ、島根県農業経営基盤強化資金利子補給事業という、まあ、制度名がございますが、ここに、あのぅ、繰上償還あるいは借り換えをした場合は、それ以降の利子は発生しないという考え方から、あのぅ、補助しないと、利子補給しないということになっておりますが、いわみファームの場合は、あのぅ、補助金として３千３００万円プラス利息を補助するんだという７年の、相当額を補助するんだというふうに平成７年の石見町議会で議決をされたものというふうに理解しておりますので、この利子補給の制度といわみファームへの補助の制度というのは私は根本的に違うと思います。まあ、まあ、同じ、あのぅ、見解、そういう見解です。

●長谷川議員（長谷川敏郎）　１４番。

●議長（松本正）　はい、１４番。

●長谷川議員（長谷川敏郎）　あのぅ、企画財政課長なんかも、あのぅ、何度も答弁されてますが、当然債務負担行為はその年度で決定したらそのもの自身は、あのぅ、過年度にはもう変えることはできません。と、中身を勝手にですね。ただ例えば、あのぅ、ある意味では支払ますよという約束だけなんであって、あのぅ、まあ、扱いとしては義務費になってきますけど、それでもそれを例えば、あのぅ、いろいろな形で歳出予算による、運用による変更だとか、新規の債務負担行為の設定とか、やっぱりそういうことはできるんですよね。で、それは限度、限度内の中であれば当然期間も短くすることも、繰上償還という形でしてしまえばもう、あのぅ、なりますし、します。で、一番問題なのは、その事項の変更っていうのは絶対できないんですよね。これは決まってるんですよ。事項を変更してしまえば、もうこれは新規の債務負担行為を組まなきゃあいけないわけです。ですから平成７年にいくら債務負担行為で決定してても、その新規になってしまったらその時点で前の債務負担行為を廃止して新規のもの、ものを借り換えされたときに作ってないと今のずっと補助していく根拠というのは成立しないんじゃあないかと思うんです。で、そのへんことは、まあ、今後また、あのぅ、議運なりでいろいろ議論されると思いますが、まあ、いわば繰上償還すればもうその時点で切れるということも一方じゃああるし、一方じゃあそうしとってもまだ払、払い続けるという問題もあるしという。そのへんがやっぱりどうしても住民には理解できないのかなあというふうに思いますので、あのぅ、この点についてはもっと検討していただきたいと思います。で、資料としては、あのぅ、必ず提出してください。で、個人名は別にいら、いらないので、あのぅ、です。例えば、あのぅ、スーパーＬ資金で制度資金ていうのは二つ一緒にはかれれ、借りれないんですよね、制度資金は。だからこの、このたびは牛舎で借りました。このたびは堆肥舎で借りましたとかって

いうことになってくるんです。で、そういう意味では１４件で重複は、で７件とかいう、いう形で言われてますけど、それはちゃんと出して、あのぅ、して行くということをしなきゃあいかんと思うんです。で、あのぅ、ほかの例えば、あのぅ、おおなん福祉会なんかでも、あのぅ、特別養護老人ホームの建物にとか、あのぅ、こう全部具体的に書いてあるわけでしょう。事項のところに償還金の応援ということで、ですからちょっとこういう出し方だと納得できないなというふうに思っています。あのぅ、実務的には丸めるっていうのは楽なんかもしれんけどちょっとなんかよく分からない。ほんとにこの方法が正しいのかどうか、再度研究してほしいと思います。

●沖企画財政課長（沖幹雄）　番外。

●議長（松本正）　はい、企画財政課長。

●沖企画財政課長（沖幹雄）　明細の点については、あのぅ、おっしゃるように対処して行きたいと思います。提出、提出いたします。

●議長（松本正）　ほかに、ございませんか。

●山中議員（山中康樹）　１２番。

●議長（松本正）　１２番。

●山中議員（山中康樹）　１番議員の関連質問でございますが、財政課長にお伺いいたしますが、財政課長はただいまの雑入につきましては今は預かり金として会計関連がもっとるという、まあ、ことでございますが、今２回、３回の内の２回と、後１回が最後は６月３０日でしたか資料によりますと。それで確定という言葉でございましたが何を見て確定とされるわけでございましょうか。

●沖企画財政課長（沖幹雄）　番外。

●議長（松本正）　企画財政課長。

●沖企画財政課長（沖幹雄）　会社からのお金について、まあ、預かり金ということではなくて、あのぅ、収入で、あのぅ、３回の内の２回分を、あのぅ、確実に受けております。あのぅ、確定ということでございますが、これについて、あのぅ、もう一回残っておりますので、あのぅ、その収入があってから、あのぅ、補正予算で対応したいと思います。

●山中議員（山中康樹）　１２番。

●議長（松本正）　１２番議員。

●山中議員（山中康樹）　ということは、あのぅ、先方と、あのぅ、契約か、されました３回の金額。これが全額入った段階が確定という、あのぅ、解釈を財政課の方、課長はされとるということでございましょうか。その金額だけで確定と。

●沖企画財政課長（沖幹雄）　番外。

●議長（松本正）　はい、企画財政課長。

●沖企画財政課長（沖幹雄）　そのように考えます。

●山中議員（山中康樹）　１２番。

●議長（松本正）　１２番議員。

●山中議員（山中康樹）　これは、あのぅ、全協ではでだったんか。その金額につきましては、だったらその間の、まあ、利子とかこういうものはどうするかとか、もろもろのことが質問として出ていると聞いてますが、そういうようなところの整理というものも、あのぅ、全部されたうちで金額だけのことで確定ということでご、あのぅ、ございましょうか。これで、再度お伺いします。

●沖企画財政課長（沖幹雄）　番外。

●議長（松本正）　はい、企画財政課長。

●沖企画財政課長（沖幹雄）　この件につきましては、あのぅ、金額ということですが、あのぅ、入った時点で、あのぅ、今、あのぅ、どう言いますか今考えている額で、あのぅ、確定としたいと思います。

●坂本農林振興課長（坂本敬三）　番外。

●議長（松本正）　はい、農林振興課長。

●坂本農林振興課長（坂本敬三）　先ほど出ました利息という話につきましては、全員協議会でもお話をいたしましたように、これは我々は会社の方に瑕疵があるとは考えておりませんので利息を取るという思いはございません。それから、あのぅ、本来は補正予算等を出す場合は、あのぅ、原課の方から財政企画課の方に予算要求をするのが本来でありまして、まあ、今回の場合も額が、まあ、確定したのかしてないのかという議論はありますけれども、あのぅ、私の方から予算要求するのが筋でございます。ただ、まあ、今回は事案が事案でございますので私どもは６月３０日に１００％入ったのを確認して予算要求をしたいというふうに考えております。

●議長（松本正）　はい、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正）　無いようですので、議案第７５号の質疑を終わります。ここで休憩をいたします。再開は１０時４５分といたします。

―― 午前１０時３７分　休憩 ――

―― 午前１０時４６分　再開 ――

●議長（松本正）　再開をいたします。続きまして、議案第７６号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正）　無いようですので、議案第７６号の質疑を終わります。続きまして、議案第７７号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正）　無いようですので、議案第７７号の質疑を終わります。続きまして、議案第７８号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正）　無いようですので、議案第７８号の質疑を終わります。続きまして、議案第７９号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただき、いただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正）　無いようですので、議案第７９号の質疑を終わります。続きまして、議案第８０号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（松本正）　無いようですので、議案第８０号の質疑を終わります。以上で、質疑第６５号から、議案第６５号から議案第８０号までの質疑はすべて終了いたしました。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

散会宣告

●議長（松本正）　以上で本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。ご苦労様でございました。

―― 午前１０時４９分　散会 ――